

## 東海市プロポーザル契約に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東海市、東海水道事業及び東海市下水道事業が発注する業務に関するプロポーザル契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号）その他の関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この要綱において「プロポーザル契約」とは、プロポーザル方式による随意契約をいう。

2 この要綱において「プロポーザル方式」とは、業務の発注に際し、一定の要件を満たす事業者を公募し、又は指名し、事業者からの業務に対する発想、課題の解決方法、取組体制等の提案を受けて審査した上最も適切な創造力、技術力、経験等を有すると認められる事業者を受託候補者として選定する方法をいう。

3 プロポーザル方式の形式は、次のとおりとする。

- (1) 公募型（当該契約に係る手続に参加する事業者を公募する方式をいう。）
- (2) 指名型（当該契約に係る手続に参加する事業者を、入札参加資格者名簿に登録されている事業者のうちから、市長又は東海水道事業及び東海市下水道事業の管理者（以下「市長等」という。）が別に定める基準に基づき指名する方式をいう。）

### (対象業務)

第3条 プロポーザル契約とすることができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 行政計画等の調査及び立案に関する業務
- (2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設の設計等に関する業務
- (3) 情報システムの開発等に関する業務
- (4) 催事、公演、イベント等の立案、開催等の芸術性、創造性等が求められる業務
- (5) 高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル契約とすることが適当と認められる業務

### (参加資格)

第4条 次に掲げる全ての要件を満たす事業者でなければ、プロポーザル契約に係る  
手続に参加することはできないものとする。

- (1) 東海市の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は  
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをして  
いないこと。
- (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規（昭和59年4月13日施行）に  
基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団  
排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けてい  
ないこと。

（実施要領）

第5条 市長等は、プロポーザル契約をしようとするときは、当該契約ごとに実施要  
領を定めなければならない。

2 前項の実施要領は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の目的及び内容並びに契約方法
- (2) プロポーザル契約とする理由及びその導入効果
- (3) 業務のスケジュール及び受託候補者が決定するまでの事務手順
- (4) 受託候補者の選定基準及び選定方法
- (5) 依頼する提案の内容及び提案書の作成要領
- (6) 公募型のプロポーザル契約にあつては、応募期間、申込方法及び公募条件
- (7) その他必要な事項

（公募）

第6条 市長等は、公募型のプロポーザル契約をする場合において当該契約に係る手  
続に参加する事業者を公募するときは、その旨を、公告するとともに、市のウェブ  
サイトへの掲載等の方法により公表するものとする。

（指名の通知等）

第7条 市長等は、指名型のプロポーザル契約をする場合において当該契約に係る手  
続に参加する事業者を指名したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するとと

もに、当該契約に係る業務に関する提案書の提出を依頼するものとする。

(審査委員会)

第8条 プロポーザル契約をしようとするときは、当該契約ごとに審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) プロポーザル方式の実施要領
- (2) 手続に参加した事業者の審査
- (3) その他必要な事項

3 審査委員会は、市長等が選任する委員をもって構成する。

4 市長等は、特に必要があると認めるときは、学識経験を有する者を委員に選任することができる。

5 審査委員会の庶務は、当該契約に係る業務を主管する課等（以下「主管課等」という。）において処理する。

(受託候補者の選定の通知)

第9条 市長等は、受託候補者を選定したときは、速やかにその旨をプロポーザル契約に係る手続に参加した事業者に通知するものとする。

2 前項の事業者のうち受託候補者を選定されなかったものは、同項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、市長等に対し、受託候補者を選定しなかった理由についての説明を書面により求めることができる。ただし、本文に規定する期間内に東海市の休日を定める条例（平成元年東海市条例第50条）第1条第1項に規定する市の休日がある場合における当該期間の計算については、当該市の休日に係る日数は、算入しない。

3 市長等は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から起算して10日以内に、当該請求をした者に対し、書面により回答するものとする。

(受託候補者の公表)

第10条 市長等は、受託候補者を選定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、受託候補者と契約を締結した後に公表するものとする。

- (1) 業務の名称、内容及び期間
- (2) 主管課等

(3) 受託候補者の所在地及び名称

(4) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、市のウェブサイトへの掲載等の方法により行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。